

(高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令の一部改正)
第二十七条 高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令(平成九年通商産業省令第二十三号)の一部を次のように改正する。
第三条第一号中「又は寄附行為」を削り、同条第四号中「社団法人」を「一般社団法人」に改める。
第十四条第一号及び第四号水(ロ)中「又は寄附行為」を削る。

第十八条第一号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条に基づき設立された法人」を「一般社団法人」に改める。
第二十三条の二第二項第一号及び第四号水(ロ)、第二十五条第一号及び第四号水(ロ)、第三十六条第一号及び第四号水(ロ)、第四十七号第一号及び第四号水(ロ)、第五十七号第一号及び第四号水(ロ)並びに第六十六号の三第一号及び第四号水(ロ)中「又は寄附行為」を削る。

(エネルギー管理員の講習に関する規則の一部改正)
第二十八条 エネルギー管理員の講習に関する規則(平成十一年通商産業省令第四十八号)の一部を次のように改正する。
第四条第一号中「又は寄附行為」を削る。

(研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正)
第二十九条 研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則(平成十二年総理府令第百二十二号)の一部を次のように改正する。
第三条第二項第十一号及び第三十九条第二項第十号中「又は寄附行為」を削る。

(使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則の一部改正)
第三十条 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則(平成十二年通商産業省令第百十二号)の一部を次のように改正する。
第二条第二項第十号並びに第二十四条第二項第二号及び第四号中「又は寄附行為」を削る。
(中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部改正)
第三十一条 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則(平成十二年通商産業省令第百九十二号)の一部を次のように改正する。
第五十条第二項第一号中「又は寄附行為」を削る。

(弁理士法施行規則の一部改正)
第三十二条 弁理士法施行規則(平成十二年通商産業省令第四百十一号)の一部を次のように改正する。
第二十一条の十三第一項第一号中「若しくは寄附行為」を削る。
(ガス事業法第三十四条第三項に規定する指定試験機関を定める省令の一部改正)
第三十三条 ガス事業法第三十四条第三項に規定する指定試験機関を定める省令(平成十三年経済産業省令第百十九号)の一部を次のように改正する。
表中「財団法人日本ガス機器検査協会」の下に(昭和四十二年九月十三日に財団法人日本ガス機器検査協会という名称で設立された法人をいう)を加える。
(電気事業法第四十五条第二項に規定する指定試験機関を定める省令の一部改正)
第三十四条 電気事業法第四十五条第二項に規定する指定試験機関を定める省令(平成十三年経済産業省令第百二十三号)の一部を次のように改正する。
表中「財団法人電気技術者試験センター」の下に(昭和五十九年八月一日に財団法人電気技術者試験センターという名称で設立された法人をいう)を加える。
(エネルギーの使用の合理化に関する法律に規定する指定試験機関を指定する省令の一部改正)
第三十五条 エネルギーの使用の合理化に関する法律に規定する指定試験機関を指定する省令(平成十三年経済産業省令第百二十九号)の一部を次のように改正する。
表中「財団法人省エネルギーセンター」の下に(昭和五十三年十月十六日に財団法人省エネルギーセンターという名称で設立された法人をいう)を加える。
(エネルギーの使用の合理化に関する法律に規定する指定講習機関を指定する省令の一部改正)
第三十六条 エネルギーの使用の合理化に関する法律に規定する指定講習機関を指定する省令(平成十三年経済産業省令第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。
(弁理士法施行規則の一部改正)
第三十二条 弁理士法施行規則(平成十二年通商産業省令第四百十一号)の一部を次のように改正する。
第二十一条の十三第一項第一号中「若しくは寄附行為」を削る。
(ガス事業法第三十四条第三項に規定する指定試験機関を定める省令の一部改正)
第三十三条 ガス事業法第三十四条第三項に規定する指定試験機関を定める省令(平成十三年経済産業省令第百十九号)の一部を次のように改正する。
表中「財団法人日本ガス機器検査協会」の下に(昭和四十二年九月十三日に財団法人日本ガス機器検査協会という名称で設立された法人をいう)を加える。
(電気事業法第四十五条第二項に規定する指定試験機関を定める省令の一部改正)
第三十四条 電気事業法第四十五条第二項に規定する指定試験機関を定める省令(平成十三年経済産業省令第百二十三号)の一部を次のように改正する。
表中「財団法人電気技術者試験センター」の下に(昭和五十九年八月一日に財団法人電気技術者試験センターという名称で設立された法人をいう)を加える。
(エネルギーの使用の合理化に関する法律に規定する指定試験機関を指定する省令の一部改正)
第三十五条 エネルギーの使用の合理化に関する法律に規定する指定試験機関を指定する省令(平成十三年経済産業省令第百二十九号)の一部を次のように改正する。
表中「財団法人省エネルギーセンター」の下に(昭和五十三年十月十六日に財団法人省エネルギーセンターという名称で設立された法人をいう)を加える。
(エネルギーの使用の合理化に関する法律に規定する指定講習機関を指定する省令の一部改正)
第三十六条 エネルギーの使用の合理化に関する法律に規定する指定講習機関を指定する省令(平成十三年経済産業省令第百三十一号)の一部を次のように改正する。

表中「財団法人省エネルギーセンター」の下に(昭和五十三年十月十六日に財団法人省エネルギーセンターという名称で設立された法人をいう)を加える。
(伝統的工芸品産業の振興に関する法律施行規則の一部改正)
第三十七条 伝統的工芸品産業の振興に関する法律施行規則(平成十三年経済産業省令第百四十六号)の一部を次のように改正する。
様式第十一及び様式第十二中「民法(明治二十九年法律第89号)第34条の規定により設立された法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。
(電気工事士法第四条の三に規定する経済産業大臣が指定する者等を定める省令の一部改正)
第三十八条 電気工事士法第四条の三に規定する経済産業大臣が指定する者等を定める省令(平成十三年経済産業省令第百四十七号)の一部を次のように改正する。
第二条の表中「財団法人電気技術者試験センター」の下に(昭和五十九年八月一日に財団法人電気技術者試験センターという名称で設立された法人をいう)を加える。
(中小企業支援法第十二条第二項に規定する指定試験機関を指定する省令の一部改正)
第三十九条 中小企業支援法第十二条第二項に規定する指定試験機関を指定する省令(平成十三年経済産業省令第百五十四号)の一部を次のように改正する。
表中「社団法人中小企業診断協会」の下に(昭和二十九年十月三十日に社団法人中小企業診断協会という名称で設立された法人をいう)を加える。
(計量法第百三十五条第一項に規定する指定校正機関を指定する省令の一部改正)
第四十条 計量法第百三十五条第一項に規定する指定校正機関を指定する省令(平成十三年経済産業省令第百六十七号)の一部を次のように改正する。
表中「財団法人日本品質保証機構」の下に(昭和三十三年十月二十八日に財団法人日本機械金属検査協会という名称で設立された法人をいう)を加える。
(財団法人化学物質評価研究機構)の下に(昭和二十四年二月八日に財団法人ゴム製品検査協会という名称で設立された法人をいう)を加える。

(計量法第百三十五条第一項第一号に規定する指定校正機関を指定する省令の一部改正)
第四十一条 計量法第百三十五条第一項第一号に規定する指定校正機関を指定する省令(平成十三年経済産業省令第百六十八号)の一部を次のように改正する。
表中「財団法人日本品質保証機構」の下に(昭和三十三年十月二十八日に財団法人日本機械金属検査協会という名称で設立された法人をいう)を加える。
(財団法人化学物質評価研究機構)の下に(昭和二十四年二月八日に財団法人ゴム製品検査協会という名称で設立された法人をいう)を加える。

(計量法第百三十五条第一項第一号に規定する指定校正機関を指定する省令の一部改正)
第四十一条 計量法第百三十五条第一項第一号に規定する指定校正機関を指定する省令(平成十三年経済産業省令第百六十八号)の一部を次のように改正する。
表中「財団法人日本品質保証機構」の下に(昭和三十三年十月二十八日に財団法人日本機械金属検査協会という名称で設立された法人をいう)を加える。
(財団法人化学物質評価研究機構)の下に(昭和二十四年二月八日に財団法人ゴム製品検査協会という名称で設立された法人をいう)を加える。

(計量法第百三十五条第一項第一号に規定する指定校正機関を指定する省令の一部改正)
第四十一条 計量法第百三十五条第一項第一号に規定する指定校正機関を指定する省令(平成十三年経済産業省令第百六十八号)の一部を次のように改正する。
表中「財団法人日本品質保証機構」の下に(昭和三十三年十月二十八日に財団法人日本機械金属検査協会という名称で設立された法人をいう)を加える。
(財団法人化学物質評価研究機構)の下に(昭和二十四年二月八日に財団法人ゴム製品検査協会という名称で設立された法人をいう)を加える。

(計量法第百三十五条第一項第一号に規定する指定校正機関を指定する省令の一部改正)
第四十一条 計量法第百三十五条第一項第一号に規定する指定校正機関を指定する省令(平成十三年経済産業省令第百六十八号)の一部を次のように改正する。
表中「財団法人日本品質保証機構」の下に(昭和三十三年十月二十八日に財団法人日本機械金属検査協会という名称で設立された法人をいう)を加える。
(財団法人化学物質評価研究機構)の下に(昭和二十四年二月八日に財団法人ゴム製品検査協会という名称で設立された法人をいう)を加える。

(計量法第百三十五条第一項第一号に規定する指定校正機関を指定する省令の一部改正)
第四十一条 計量法第百三十五条第一項第一号に規定する指定校正機関を指定する省令(平成十三年経済産業省令第百六十八号)の一部を次のように改正する。
表中「財団法人日本品質保証機構」の下に(昭和三十三年十月二十八日に財団法人日本機械金属検査協会という名称で設立された法人をいう)を加える。
(財団法人化学物質評価研究機構)の下に(昭和二十四年二月八日に財団法人ゴム製品検査協会という名称で設立された法人をいう)を加える。

(計量法第百三十五条第一項第一号に規定する指定校正機関を指定する省令の一部改正)
第四十一条 計量法第百三十五条第一項第一号に規定する指定校正機関を指定する省令(平成十三年経済産業省令第百六十八号)の一部を次のように改正する。
表中「財団法人日本品質保証機構」の下に(昭和三十三年十月二十八日に財団法人日本機械金属検査協会という名称で設立された法人をいう)を加える。
(財団法人化学物質評価研究機構)の下に(昭和二十四年二月八日に財団法人ゴム製品検査協会という名称で設立された法人をいう)を加える。

(計量法第百三十五条第一項第一号に規定する指定校正機関を指定する省令の一部改正) 第四十一条 計量法第百三十五条第一項第一号に規定する指定校正機関を指定する省令(平成十三年経済産業省令第百六十八号)の一部を次のように改正する。 表中「財団法人日本品質保証機構」の下に(昭和三十三年十月二十八日に財団法人日本機械金属検査協会という名称で設立された法人をいう)を加える。 (財団法人化学物質評価研究機構)の下に(昭和二十四年二月八日に財団法人ゴム製品検査協会という名称で設立された法人をいう)を加える。	計量計測センター
財団法人日本品質保証機構(昭和三十三年十月二十八日に財団法人日本機械金属検査協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)	計量計測センター
財団法人日本ガス機器検査協会	研究開発センター
財団法人日本ガス機器検査協会(昭和五十九年八月一日に財団法人電気技術者試験センターという名称で設立された法人をいう。)	研究開発センター

に、を、を、を

(計量法第百三十五条第一項第一号に規定する指定校正機関を指定する省令の一部改正)
第四十二条 計量法第百三十五条第一項第一号に規定する特定計量証明認定機関を指定する省令(平成十四年経済産業省令第九十号)の一部を次のように改正する。
表中「社団法人日本化学工業協会」の下に(平成三年六月五日に社団法人日本化学工業協会という名称で設立された法人をいう)を加える。
(自転車競技法施行規則の一部改正)
第四十三条 自転車競技法施行規則(平成十四年経済産業省令第九十七号)の一部を次のように改正する。
第三十六条第二項第一号及び第四十七条第二項第一号中「又は寄附行為」を削る。
(小型自動車競走法施行規則の一部改正)
第四十四条 小型自動車競走法施行規則(平成十四年経済産業省令第九十八号)の一部を次のように改正する。
第三十四条第二項第一号及び第四十五条第二項第一号中「又は寄附行為」を削る。